

序章 はじめに

序-1 目的

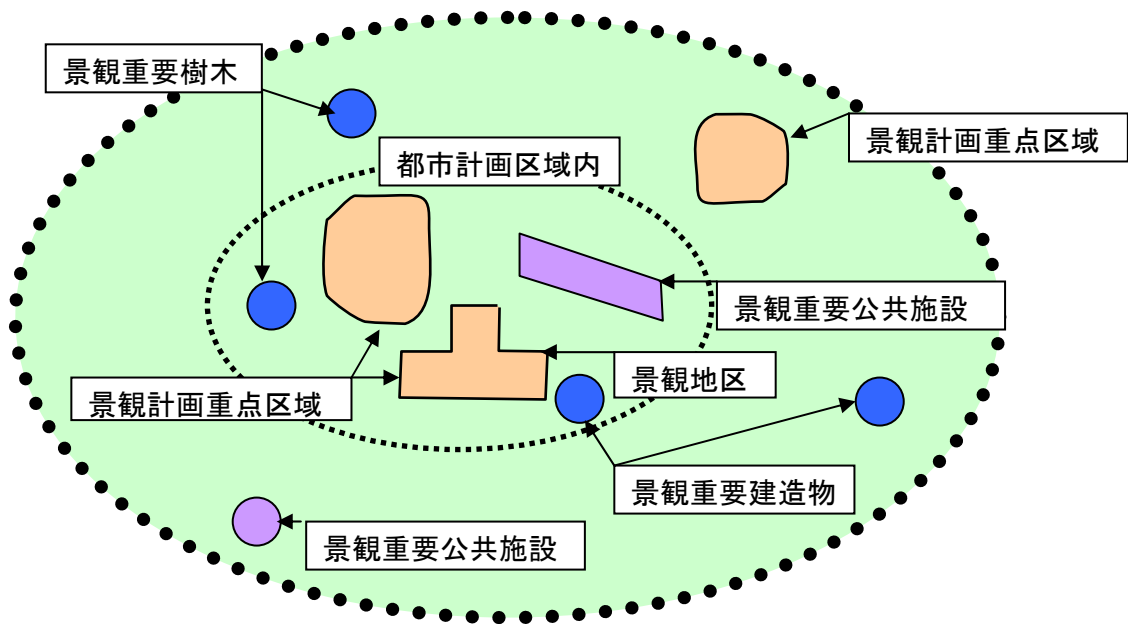
近年、経済社会の成熟化にともない、生活空間の質の向上を目的とした良好な景観の形成が求められています。

良好な景観は、そこに住む人々やそこを訪れる人々に、感動や安らぎを与え、まちへの愛着や次代を担う子どもたちの豊かな感性を育みます。それは、そのまちにとって唯一無二の財産となります。

三次市景観計画（以下、「本計画」とする）は、景観法の規定に基づき、市民参加のもとに、三次らしい良好な景観の形成の促進を図ることで、潤いのある豊かな都市環境や居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進並びに良好な景観の次代への継承に資することを目的としています。

品格ある都市景観を形成し、市民だれもが誇りに思える三次市をめざします。

序-2 本計画の概念図



○景観計画区域

景観計画の対象となる区域です。良好な景観形成のための地域の特長を活かした方針を定めて行為の制限などの措置を行ううえで、本計画では、三次市全域を設定しています。

○景観計画重点区域

景観計画区域内のうち、市民に好まれる場所や都市施設、観光・文化・交流施設が集積している場所、上位・関連計画などによりこれからまちづくりが進む場所、これまで景観整備などの取り組みを行ってきた場所など、特に良好な景観の形成が重要な場所や期待できる場所です。

○景観地区

都市計画区域内の市街地などにおいて特に景観誘導が必要な地区で、より積極的に景観の形成や誘導を図っていく都市計画で定める区域のことで、建築物の形態・意匠・高さ・壁面の位置などについて、具体的な基準を定めて規制を行っていきます。

都市計画区域内の景観計画重点区域について、今後、都市計画決定を行い、積極的に景観づくりを誘導します。

○景観重要建造物

景観計画区域内にある地域のシンボルとなる良好な景観形成の構成を担う優れた建造物のことです。本計画に定めた指定の方針により市が指定し、現状の変更などについて規制を行い、地域の景観をまもります。

○景観重要樹木

景観計画区域内にある地域のシンボルとなる良好な景観形成の構成を担う樹木のことです。本計画に定めた指定の方針により市が指定し、伐採・移植などについて規制を行い、地域の景観をまもります。

○景観重要公共施設

景観計画区域内にある道路、河川、公園などの公共施設のうち、良好な景観形成に重要なものとして定められる公共施設のことです。景観形成に果たすウエイトは大きく、これらの公共空間において行われる工作物の建設などの行為が景観に及ぼす影響は大きいものです。したがって、良好な景観の形成に重要であるという観点から、指定します。

序-3 本計画の構成

三次市景観計画は以下のような構成としています。

§ 1 景観形成の目標及び景観計画区域

—三次市における景観づくりの目標とその対象とする区域を定めます—
目標・景観計画区域の設定

§ 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する事項

—三次らしさを醸している景観の特長・特性を把握し、これからの景観づくりの方針を定めます—
地域ごとの景観特性の把握と景観形成の方向
景観分類別の景観形成方針

【上位・関連計画】

三次市総合計画
新市まちづくり計画
三次市都市計画
マスタープラン
三次市環境基本計画
など

§ 3 景観計画重点区域に関する事項

—三次市の景観づくりにおいて特に重要な地区について景観づくりの方針を定めます—
重点区域の考え方と区域の設定
区域ごとの景観特性の把握と景観形成方針

【関係条例】

三次市景観条例
三次市屋外広告物条例（制定予定）

§ 4 良好な景観形成のための行為の制限

—景観づくりを進めるためにルールを定め、一定規模を超える建築行為などについて届出を義務付けます—
行為の届出基準・行為の制限基準

§ 5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

—屋外広告物の設置などについて、秩序ある景観づくりのために一定の方針を定めます—
行為の制限の方針

§ 6 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

—景観上重要な公共施設について、その整備の際に必要な景観上配慮すべき事項を定めます—
指定施設の整備に関する方針

§ 7 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

—景観上特に重要な建造物や樹木の指定の際の方針を定めます—
指定方針

§ 8 市民みんなで良好な景観の形成を進めるために

—市民一人ひとりが主体的に景観づくりに参加するための取組みを進めます—
啓発活動・表彰制度・事業計画、設計段階の市民参画